

令和元年度3月 第12回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年3月19日(金) 午前10時00分 ~ 午前10時31分

開催場所 七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	木村 治彦	出席	推1	林 殷慶	出席
2	近藤 哲夫	出席	推2	牛田 益治	出席
3	花木 実也	出席	推3	山田 利之	出席
4	近藤 美奈子	出席	推4	牛田 茂雄	出席
5	太田 功	出席	推5	伊藤 忠久	出席
6	平尾 正敏	出席	推6	山内 専治	出席
7	鈴木 良法	出席	推7	細川 幹夫	出席
8	小原 玲子	出席	推8	桐山 正行	出席
9	小関 春男	出席	推9	杉本 耕基	出席
10	田中 久義	出席			
11	三輪 光雄	出席			
12	森 俊明	出席			
13	小川 健一	出席			
14	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	原 健一	書記	大堀 俊和
部長	山内 浩		後藤 大輔
農政事業監	富田 隆広		津田 直季
			早瀬 友洋

傍聴人 なし

提出議案

日程第1	議事録署名委員の氏名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第42号 現況証明願について
日程第6	議案第43号 農用地利用計画変更申出について
日程第7	議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
日程第8	報告第39号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第40号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議 長	<p>(あいさつ)</p> <p>本日の欠席者につきましてはございません。</p> <p>本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。</p> <p>定足数に達していますので、令和元年度3月あま市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>10番 田中久義 委員及び、11番 三輪光雄 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(説 明)</p> <p>議案第40号1番につきまして説明いたします。</p> <p>議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。</p> <p>譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田二町六反地内の田の贈与による所有権移転となっております。</p> <p>2番につきまして説明いたします。</p> <p>参考資料は3～4ページをご覧ください。</p> <p>譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺上長、小畑地内の田及び畑で、贈与による所有権移転となっております。</p> <p>3番につきまして説明いたします。</p> <p>参考資料は5～6ページをご覧ください。</p> <p>譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺揚山地内</p>

の畑で、所有権移転による経営拡大となっております。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は7～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は東溝口二丁目地内の畑で、貸借権設定による経営拡大となっております。

以上につきまして、3月15日に事務局にて現地確認をさせていただいております。

議長 只今、事務局から説明・報告がありました、議案第40号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」は承認されました。

議長 日程第4 議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第41号1番につきまして説明いたします。

議案第3ページをご覧ください、参考資料は9～11ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は乙之子堂東地内地内の田の一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

借受人は現在、貸渡人と同居しております。結婚を機に分家住宅を建築し新たな生活を始めるために、住宅用地を探していたところ、父親の所有する申請地において、分家住宅を建築することとなったため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、概ね10ha以上の一団の農地の区域にある農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は12～14ページをご覧ください。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は丹波中屋敷地内の畑で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

借受人は現在、貸渡人と同居しております。結婚を機に分家住宅を建築し新たな生活を始めるために、住宅用地を探していたところ、父親の所有する申請地において、分家住宅を建築することとなったため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地等の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、3月15日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

議長 只今、事務局から説明・報告がありました、議案第41号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認されました。

議長 日程第5 議案第42号「現況証明願について」を議題とします。
事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第42号1番につきまして説明いたします。

議案第4ページをご覧ください、参考資料は15ページです。

申出者は議案の通り、申請地は七宝町桂宮前地内の畑で、20年以上前から屋敷の一部として使用しているため、証明が見込めます。

提出された書類には固定資産税評価証明書と航空写真があり、昭和50年代より農地以外で使用していたことが確認できております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第42号について、何かご

質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第42号「現況証明願について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第42号「現況証明願について」は承認されました。

議長 日程第6 議案第43号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第43号1番につきまして説明いたします。

議案第5ページをご覧ください、参考資料は16～17ページです。

申出者は議案の通り、申出地は森山三本柿地内の田です。

申出者はあま市森山地内に本社を置き、金属加工業を営んでおります。

業務の拡大に伴い、資材置場が不足する状況となったため、現在の駐車場を資材置場と使用するために、駐車場の新設を計画していたところ、所有者より譲受の内諾をいただけたため、今回の申し出となっております。

なお、申出地は農用地区域ではありますが、周辺部に位置し周辺の耕作に支障はないと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第43号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第43号「農用地利用計画変更申出について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第43号「農用地利用計画変更申出について」は承認されました。

議長 日程第7 議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第44号1番につきまして説明いたします。

議案第6ページをご覧ください。

申請者は議案の通り、申出地は七宝町伊福地内の田です。

権利設定を行う農地の筆数は7筆 合計3, 134㎡、権利の設定を受けるものは1名です。

なお、権利の設定を受けるものについて、農業経営に関して問題はなく、農地の集積に関しても、特に問題はありません。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局から説明、報告がありました議案第44号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について」は承認されました。

議長

日程第8 報告第39号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第40号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第41号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から一括報告願います。

事務局

(報告)

議長

只今、事務局から報告がありました、報告第39号から報告第41号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

本日をもって現農業委員の皆様による農業委員会総会は最後となります。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

終了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署名委員 田中 久義

署名委員 三輪 光雄